## 入校確認事項及び承諾書(通学・合宿)

次の事項を確認し、入校申込みをします。

- 1、免許取得には、次のような法定の欠格事由があります。以下欠格事由に該当する場合には必ず窓口へお申し出ください
- (1) 自動車の運転に関する処分について、カッコ内に回答下さい。
- ・ 運転免許の取消処分又は失効し取消処分を受けなかったことがある
- ・ 運転免許の拒否処分
- ・ 国際免許の6ヶ月を超える運転禁止処分
- (2) 教習の終了後、上記の欠格事由があることにより、免許が取得できなかった場合、受領金額の一切を返還できません。また、ローン等の会社に対する未払債務がある場合は継続されます。
- (3) 教習中、質問票(別紙)に回答した内容おいて、虚偽の記載が判明した場合の返金は、下記「4」と同様の方法です。
- 2、教習には次の期限があります。当該期限を過ぎた場合、既に受講した教習は無効となります。
- (1) 教習期限・・教習開始日から9ヶ月以内に全教習を修了する必要のある期限(大型特殊・けん引及び各車種の審査は3ヶ月以内)
- (2) 検定期限・・卒業検定の受験期間は、全教習を修了した日から3ヶ月以内です。検定期限が切れると仮免許証の期限内であっても受検できません。
- (3) 仮免期限・・仮免許証の有効期限(6ヶ月)で、期限が切れると検定期限内であっても受検できません。
- (4) 卒業証明書・・技能検定に合格した日から1年を経過すると無効になります。 技能審査合格証明書・・技能審査に合格した日から3ヶ月を経過すると無効になります。
- 3、教習所は、前「2」の期限を過ぎますと、教習・検定を行う債務は終了し、受領済み金額の一切を返還できません。 また、ローン等の会社に対する未払債務がある場合は継続されます。
  - ※該当期限は自己管理及び自己責任となります。教習開始後は、原則的に期限についての連絡は致しません。
  - 上記 (1)・(2)・(3) の期限が全て異なりますので、このうち最初に切れてしまう期限までに卒業検定を合格するように予定を立てると安心です。 ※上記 (1)・(2)・(3) の期限は(期限発生後)教習手帳に記載してあります。(オンライン学科が最後の教習となった場合、教習手帳には期限が記載されないことがありますので、ご自身で期限の確認をお願いします。)
- 4、解約の場合の返還は次のとおりです。
- (1) 教習期限満了1か月前の解約のみ精算返還することができます。(教習期限満了日の1ヶ月前までにご連絡頂かないと精算返金できません)
- (2) 返還金は次の計算で行います。 返還金=受領金額-(実費使用分+解約精算手数料 22,000 円税込)
- (3) 入学金・教材費及び短期等のオプション料金は全額実費使用分に当ります。
- (4) 実費使用分は当校料金表での正規単価で精算します。
- (5) 申込手続後に教習未開始で解約する場合は、解約精算手数料は差引きします。
- (6) 返還は口座振込みとし、振込み日は申請月の翌々月末を原則とします。振込み日が金融機関の休みに当る場合は、翌営業になります。
- 5、キャンセル料について
  - 予約制の技能教習及び技能検定を都合によりキャンセルする場合、当教習所で規定する無料範囲(前日の17:00迄)を超えたキャンセルはキャンセル料が発生します。キャンセル料単価は別紙にてご確認ください、検定までにお支払下さい。
  - ※キャンセルすると、同日に予約があっても、項目順の関係で乗れなくなります。その場合もキャンセル料が発生します。
  - お支払いただけない場合には、予約されている全ての教習・検定をキャンセルさせていただくこともあります。
  - 複数教習や連続教習の場合1時限目をキャンセルされますと全ての時限がキャンセル料の対象となります。
- 6、技能、検定保証オプションについて保証内容が異なります。保証オプションに未加入(保証時限を超えた)の場合、追加料金が発生します
- 7、現在、他校において別の車種の教習を受けている場合は窓口までお申し出ください
- 8、雪害等の天災地変、その他のやむなき事由により安全かつ円滑な教習の実施が不可能と教習所が判断した場合は異議申し立てをしないものと致します。
- 9、教習生の義務と責任
- (1) 教習生は入校から卒業まで、教習所職員の指導及び合宿使用規則に従っていただきます。なお従わない場合は退校していただく場合がございます。
- (2) 技能検定員及び教習指導員(以下、検定員等という)は法令に基づいて職務を遂行いております。よって検定員等は、常務遂行上必要な指示を致しますので、その指示に従って下さい。業務に必要があるにもかかわらず、指示に従っていただけない場合は、退校していただくこともあります。
- (3) 教習生が不正な行為を行って教習・検定を受けた場合、法令や公序良俗に反する行為を行った場合、退校していただきます。
- (4) 教習生の故意過失を問わず、(1)・(2) を守らない事もしくは(2) の行為を行った事により教習所もしくは他の教習生が損害を受ける恐れがある場合または受けた場合、退校していただきます。この場合、教習中であっても一切教習料金の返金はありません。
- 10、現在保有している運転免許証が違反等により、停止または取り消し処分等(失効も含む)に該当した場合は、速やかに教習所へご連絡下さい。
- 11、個人情報保護に関する同意事項について
- (1) 利用目的は次のとおりです。
- ア、道路交通法で定められた教習業務を実施するため イ、教習所事業に関連するアフターサービス及び各種講習会情報をお知らせするため ウ、ダイレクトメール等による入校案内などを送付するため エ、アンケート調査を実施し統計利用するため
- (2) 次の確認をして下さい。
- ア、当教習所は、委託会社がサービスを履行するために必要な個人情報を委託することがあります イ、業務委託先は、当所と同様に個人情報の秘密を保持する義務を負います ウ、第三者提供について当教習所は、お客様の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。但し、法律によって開示が必要な場合には、お客様の同意が取れない場合でも関係当局へ開示することがあります エ、利用目的に必要な個人情報については、正確かつ最新のものに保つように努めます オ、お客様の個人情報の開示(確認)又は間違った個人情報の訂正・追加・削除などを希望される場合は、当所の定める書面(開示等請求書)を当教習所窓口に設置しておきますので、こちらに記入し提出して頂くことにより対応させていただきます。尚、申請の際は本人確認できるもの(免許証など)を持参し、開示に関しては1.100円(税込)の手数料がかかります。